⑶　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について租税特別措置法第66条の８第９項若しくは第10項の規定の適用を受ける場合（⑷又は次号に規定する場合に該当する場合を除く。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について同法第68条の92第９項若しくは第10項の規定の適用を受ける場合（⑷又は次号に規定する場合に該当する場合を除く。）にあつては、「⑼又は」を消すこと。

⑷　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について租税特別措置法第66条の８第10項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第３項の規定の適用を受けた場合に限る。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について同法第68条の92第10項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第３項の規定の適用を受けた場合に限る。）にあつては、「⑼又は⑾」とあるのは、「⑾－⑭」として記載すること。

９　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について租税特別措置法第66条の８第９項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第２項の規定の適用を受けた場合に限る。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について同法第68条の92第９項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第２項の規定の適用を受けた場合に限る。）にあつては、「⑿と⑳のうち少ない金額　㉑」とあるのは、「（⑿－⑯）と⑳のうち少ない金額　㉑」として記載すること。

10　「損金算入配当以外の外国子会社配当に係る益金不算入額　㉓」の欄は、法第23条の２第１項に規定する外国子会社から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除く。）のうち、租税特別措置法第66条の８第２項若しくは第９項又は第68条の92第２項若しくは第９項の規定により益金の額に算入されない金額を記載すること。

11　「上記以外の配当に係る益金不算入額　⑭＋⑲　㉗」の欄は、租税特別措置法第66条の８第１項若しくは第８項又は第68条の92第１項若しくは第８項の規定により益金の額に算入されない金額の合計額を記載すること。

別表十七㈢の四付表一の表中「当該法人の課税済金額又は個別課税済金額（前期の別表十七（三の四）「23」）」を「当該法人の課税済金額又は個別課税済金額（前期の別表十七（三の四）「33」）」に改め、同表の記載要領第一号中「別表十七（三の四）「23」」を「別表十七（三の四）「33」」に改め、同第五号中「「当該法人の課税済金額又は個別課税済金額（前期の別表十七（三の四）「23」）　⑷」」を「「当該法人の課税済金額又は個別課税済金額（前期の別表十七（三の四）「33」）　⑷」」に改める。

別表十七㈢の四付表二の表中「当該法人の課税済金額又は個別課税済金額（前期の別表十七（三の四）「23」）」を「当該法人の課税済金額又は個別課税済金額（前期の別表十七（三の四）「33」）」に改め、同表の記載要領第二号中「「当該法人の課税済金額又は個別課税済金額（前期の別表十七（三の四）「23」）　⑴」」を「「当該法人の課税済金額又は個別課税済金額（前期の別表十七（三の四）「33」）　⑴」」に改める。

別表十七㈢の五の表中「別表十七（三の四）「15の計」のうち⒀に対応する部分の金額」を「（別表十七（三の四）「19の計」＋「21の計」）のうち⒀に対応する部分の金額」に、「別表十七（三の四）「15の計」のうち⑳に対応する部分の金額」を「（別表十七（三の四）「19の計」＋「21の計」）のうち⑳に対応する部分の金額」に改め、同表の記載要領第四号中「「別表十七（三の四）「15の計」のうち⒀に対応する部分の金額　⒁」」を「「（別表十七（三の四）「19の計」＋「21の計」）のうち⒀に対応する部分の金額　⒁」」に改め、同第七号中「「別表十七（三の四）「15の計」のうち⑳に対応する部分の金額　㉑」」を「「（別表十七（三の四）「19の計」＋「21の計」）のうち⑳に対応する部分の金額　㉑」」に改める。

別表十七の二㈠の表中「外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（各連結法人の別表八（二）「13」の合計）」を「外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（各連結法人の別表八（二）「26」の合計）」に改める。

別表十七の二㈡付表二の表中

居住者・所法第164条第１項第１号の非居住者・内国法人・法法第141条第１号の外国法人の区分	5	居住者・所法第164条第１項第１号の非居住者・内国法人・法法第141条第１号の外国法人	居住者・所法第164条第１項第１号の非居住者・内国法人・法法第141条第１号の外国法人	居住者・所法第164条第１項第１号の非居住者・内国法人・法法第141条第１号の外国法人

を

居住者・恒久的施設を有する非居住者・内国法人・恒久的施設を有する外国法人の区分	5	居住者・恒久的施設を有する非居住者・内国法人・恒久的施設を有する外国法人	居住者・恒久的施設を有する非居住者・内国法人・恒久的施設を有する外国法人	居住者・恒久的施設を有する非居住者・内国法人・恒久的施設を有する外国法人

に改める。